

令和 5 年第 4 回小城市議会定例会提案理由（その 2）  
（令和 5 年 12 月 20 日追加議案）

それでは、これより本日追加提案をいたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 96 号 小城市手数料徴収条例の一部を改正する条例でございますが、戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額の一部が改正されるため、また、住民票の写し等について多機能端末機による交付手数料の減額期間を延長するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、戸籍手数料は、本籍地以外の市区町村での戸籍謄本等の交付や、戸籍電子証明書の識別符号の発行等に係る規定を定めるものでございます。また、コンビニ交付手数料は、250 円から 100 円への減額期間を令和 7 年 3 月 31 日まで延長するものでございます

次に、議案第 97 号 小城市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例でございますが、基金の額を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、基金の額を「600 万円」から「514 万円」に改めるものでございます。

次に、議案第 98 号 損害賠償の額の決定についてでございますが、小城公園テニスコートにおいて、ベンチの座面が脱落したことにより相手方を負傷させたもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事案の内容でございますが、令和 5 年 6 月 18 日、市が管理する小城公園テニスコートにおいて、相手方がベンチに座ろうとしたところ、ベンチの座面が脱落し、腰部を負傷させたものでございます。

損害賠償の方法は、保険対応で、損害賠償の金額は、1 万 253 円、損害賠償の相手方は、小城市在住の個人でございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

議案第 99 号 令和 5 年度小城市一般会計補正予算（第 7 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,295 万 9 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 234 億 6,095 万 9 千円とするものでございます。

第 2 表 繰越明許費補正でございますが、「第 6 弾小売店舗復興応援券事業」を追加するものでございます。

第3表 地方債補正でございますが、「保育所等整備補助事業」の限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第2款 総務費でございますが、「証明書コンビニ交付事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、物価高騰に係る生活者支援としまして、住民票の写し等の交付手数料の減額期間を延長することに伴いまして、必要な準備経費を計上するものでございます。

第3款 民生費でございますが、「保育所等整備補助事業」につきましては、国の補正予算による追加協議に伴いまして、令和6年度に予定していた私立保育所等への整備補助金の一部を前倒しするため、補助金を計上するものでございます。

第7款 商工費でございますが、「第6弾小売店舗等復興応援券事業」につきましては、原油価格や物価の高騰等の影響を受けている市民及び事業者を支援するために、第6弾として、1人につき2千円の応援券の発行に必要な準備経費を計上するものでございます。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましても、事務事業に伴う国庫支出金及び市債を増額し、財政調整基金繰入金により財源調整をするものでございます。

以上、本日追加します議案につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。